

長野市「農×食」体験ツアー運営業務委託 仕様書

1 業務名

長野市「農×食」体験ツアー運営業務委託

2 業務の目的

当市では、未来の農業基盤を確かなものにするために、担い手育成・確保に向けた取組を進めている。農業分野では、長野市農業アクションプランに基づき、「三実一体で実現する 力強い長野市農業」を推進しているところであるが、高齢化や担い手不足をはじめとしたさまざまな課題がある。

このような状況の中、当市の農業分野の課題を解決しつつ、農業基盤を強化していくためには、将来の多様な担い手を呼び寄せることが第一歩であると考えられる。

本業務は、長野市での就農に興味のある市外在住者にターゲットを絞り、農業体験に加え、地元食材を使った郷土料理の提供、市内での観光等を実施することで、本市での就農につなげることを目的とする。

3 業務履行場所

長野市内

4 業務履行期間

契約を締結した日から令和8年1月31日（土）までとする。

5 業務の内容

長野市での就農を考えている者をターゲットとして、農業体験に加え、地元食材を使った郷土料理の提供、市内での観光地巡り等を盛り込んだパッケージ型ツアーを企画し、年に2回、指定日に開催する。

6 対象者

長野市での就農を検討している市外在住者（18歳以上60歳以下）

7 募集ツアーの概要

(1) 桃編

指定日	令和7年8月9日（土）～令和7年8月10日（日）
旅程	・ 8月9日午前中に参加者が各自、自己負担で長野駅に集合 ・ 8月10日夕方に長野駅で解散し、各自、自己負担で帰宅
募集人数	最大8名
宿泊	松代荘（市で宿泊部屋の確保済み）
農業体験	真島の圃場で桃の収穫・出荷・共選所見学等に係る作業を3時間から4時間程度実施 （市で受入農家を手配済みであり、市が直接受入謝金を支払う）
ツアー	・ 宿泊地周辺等で観光施設見学、観光地巡り、アクティビティ等 ・ 長野市地産地消協力店での昼食、桃を使った軽食等 ・ 桃（川中島白桃）の由来などを学べる施設の訪問、有識者との懇親会 等 ・ 宿泊施設での地元食材を使った料理等の提供、調理者と話ができる場の設定 等

(2) りんご編

指定日	令和7年11月14日（金）～令和7年11月15日（土）
旅程	・ 11月14日午前中に参加者が各自、自己負担で長野駅に集合 ・ 11月15日夕方に長野駅で解散し、各自、自己負担で帰宅
募集人数	最大7名
宿泊	やきもち家（市で宿泊部屋の確保済み）
農業体験	篠ノ井の圃場でりんごの収穫・出荷・共選所見学等に係る作業を3時間から4時間程度実施 （市で受入農家を手配済みであり、市が直接受入謝金を支払う）
ツアー	・ 宿泊地周辺等で観光施設見学、観光地巡り、アクティビティ等 ・ 長野市地産地消協力店での昼食、りんごを使った軽食 等 ・ 長野市のりんごの歴史などを学べる施設の訪問、有識者との懇親会 等 ・ 宿泊施設での地元食材を使った料理等の提供、調理者と話ができる場の設定 等

8 旅行代金

- ・ 1人4万円以下で設定すること（税込・旅行保険を含む）。なお、参加者に対しては、ツアー終了後、市から1人2万円の補助金を直接交付する。
- ・ 創意工夫の中で、参加者の旅行負担金ができるだけ安価となるよう努めること。
- ・ 最小施行人数はそれぞれ桃編3名、りんご編4名とする。

9 ツアーの要件

(1) 運営等

- ・ 参加者については、長野市での就農希望がある応募者を優先的に選定するため、市と協議を行いながら決定する。
- ・ ツアー内容の企画立案、参加者の募集、参加費の徴収、参加者の移動手段の手配、食事の手配、訪問場所の手配、進行管理、ツアーの当日運営、参加者の旅行保険への加入手続き等一切の業務を行うこと。
- ・ 行程内の協力者の調整は市と受託者が連携して行うこととし、協力者等に対する謝金の支払いが必要な場合は、受託者が委託料から払う。
- ・ ツアー中は原則タクシー等を借り上げ、参加者がまとまって行動できるようにすること。なお、借り上げ料は委託料に含む。

(2) 広報について

- ・ 受入農業者の紹介（就農地域、栽培作物、こだわり等）を作成すること。媒体は問わない。
- ・ ツアーの実施について、参加者の募集をはじめとして、SNSやパンフレットなどで広く情報発信を行うこと。また、自社サイトだけでなく、農業情報や移住情報を専門として取り扱う外部サイト（1社以上）またはSNSでのリード広告でも募集をおこなうこと。
- ・ 市が実施する就農相談会等で配布できるよう、申し込みページ直結のQRコード付きチラシやカード等をデータで作成し長野市へ提供するとともに、800部の印刷を実施すること。

(3) ツアー内容について

- ・ ツアーには農業体験に加え、参加者の移住意識が高まるよう、地域ならではの観光施設の見学や観光地巡り、アクティビティ等のツアーを組み込むこと。
- ・ 宿泊施設では朝食及び夕食付きとし、地元ならではの食材を使った料理を提供すること。
- ・ また、夕食は参加者全員が集まって取るものとし、地域住民や農業者等との交流を深める場を設けること（市職員が同席しコーディネーター役を務める）。
- ・ 昼食は可能な限り長野市地産地消協力店から選び、地元の農産物や中条ジビエ加工施設から出荷されたシカ肉を使った料理を提供すること。

- ・ 農業体験・ツアー・宿泊・昼食等が地域性のある一連のストーリーとなるような内容となるよう工夫すること。

10 受託者が提案する効果的な事項（独自提案）

本業務の目的を達成するための独自提案を可能とする。ただし、提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

11 各ツアーを中止した場合の対応の提案

自然災害等やむを得ない事柄により各ツアーの中止を決定した場合、代替案を提示すること。ただし、提案限度価格内で実現可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

12 事業の効果及び事業継続性の検証

「農×食」体験ツアーの参加者に対しアンケート調査を実施すること。アンケートの回答内容の結果について、今後の事業継続に役立つようニーズや効果分析を行うこと。

分析結果を踏まえ、次年度以降、継続した事業実施が行えるよう課題整理をし、企画提案者等関係団体にフィードバックすること。

13 打合せ及び実施状況の報告

- ・ 受託者は、業務を実施するに当たり、市との緊密な連携を図るとともに、業務の実施内容や進捗状況の共有のため、当市と定期的に打合せを実施するものとする。なお、打合せ日程や打合せ方法（オンラインを含む）等については双方協議のうえ決定するものとする。
- ・ 契約締結後、年間の事業実施スケジュール（事業計画）を作成し、提出すること。
- ・ 受託者は、市から請求があったときは、業務の進捗状況等について報告するものとする。

14 提案書等

受託者は、令和7年6月2日（月）までに、次の(1)及び(2)の書類を、印刷物（A4カラー両面）1部および電子データで提出すること。

- (1) ツアー案等提案書
- (2) その他、双方協議の上で定める書類

15 成果物等

令和8年1月31日（土）又は業務完了後10日以内のいずれか早い日までに次の(1)から(3)までの書類を、印刷物（A4カラー両面）1部および電子データで提出すること。

- (1) 業務完了届
- (2) アンケート調査結果
- (3) その他、双方協議の上で定める書類

16 業務履行に当たっての留意事項

(1) 再委託の禁止

- ア 受託者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- イ 仕様書に主たる部分の指定がない場合は、おおむね契約金額の二分の一以上に相当する業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ウ 受託者は、前2号の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

(2) 守秘義務

- ア 受託者は、本事業の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託事業終了後も同様とする。
- イ 成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、市の承諾を得た場合は、この限りではない。

(3) 著作権の取扱い

- ア 本業務により新たに発生した著作権は、当市に帰属するものとし、当市は、受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、当市は、権利留保物についての当該権利を独占的に使用できることとする。

イ 受託者は、本業務の成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、当該著作物等の使用に必要な経費の負担及び使用許諾該著作物等の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行契約等に係る一切の手続きを行わなければならない。

(4) 肖像権に関する事項

受託者は、本事業の実施に当たって使用する写真の被写体が人物の場合は、肖像権の侵害が生じないよう留意しなければならない。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務の実施に当たって得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、情報の漏えい、滅失、損傷の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

17 その他

- (1) 業務内容に疑義が生じた場合には、受託者は速やかに市と協議し、その指示を受けることとする。
- (2) 本仕様に記載のない事項は、市と受託者とで協議の上、決定することとする。